

製造業生産工程カイゼン補助金交付要綱

令和3年5月11日 経済観光局長決裁

改正 令和4年4月1日

(通則)

第1条 製造業生産工程カイゼン補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「IoTシステム導入」とは、複数の機械や製品等をネットワークに接続し、収集したデータや情報の見える化や自動記録、監視、制御、データ分析等を行うことをいう。

2 この要綱において「ロボット等自動化装置導入」とは、生産工程の中で人が行っていた工程を産業ロボットや機械装置を導入することにより、自動化することをいう。

3 この要綱において「圏域市町村」とは、さっぽろ連携中枢都市圏を形成する札幌市及び関係11市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）のことをいう。

4 この要綱において「中小製造業者」とは、中小企業法第2条第1項で定める中小企業者のうち、主たる事業が日本標準産業分類に定める製造業である者をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、IoTシステムまたはロボット等自動化装置導入によって、自社課題の解決に取り組む圏域市町村内中小製造業者に対して、当該取組に係る経費を補助し、中小製造業における生産性の向上については競争力強化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることのできる者は、第1号に該当し、かつ第2号以下の各号を全て満たす者とする。

(1) 圏域市町村内に本社及び工場を有する中小製造業者

(2) 国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの4分の1以上の出資を受けている者でないこと。

- (3) 市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

（補助対象事業）

第 5 条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する補助対象者の取組のうち、圏域市町村内の工場に IoT システムまたはロボット等自動化装置を導入することによって、製造現場等の課題解決や改善を図る取組。

- 2 補助対象事業の事業終了日は申請のあった年度の 2 月最終金曜日（祝日の場合は前日）までとする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する別表に掲げる経費であって、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

- 2 前項に規定する経費は、第 9 条に規定する交付決定日以降に支出されたもので、申請のあった年度の事業終了日までに支出が完了するものとする。

（補助率等）

第 7 条 補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、150 万円を上限として、予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（提出書類）

第8条 補助を受けようとする者は、以下の書類を市長に提出する。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 直近の法人市町村民税の納税証明書（指名願用）
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

2 当該申請にあたってのスケジュールについては、別途公募要領に定める。

（交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合には、別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは補助金交付決定通知書（様式3）により、不決定としたときは補助金不交付決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

（計画変更の承認等）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資すると考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更等承認通知書（様式6）により、補助事業者に通知する。

3 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合には、第9条において交付決定した補助金の額は変更しない。

4 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって第7条の規定を適用する。

（債権譲渡の禁止）

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全て又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(立入調査)

第 12 条 市長は、補助事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して 14 日以内に、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書 (様式 7)
- (2) 補助金精算書 (様式 8)
- (3) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (4) その他市長がその都度必要と認める書類

(補助金確定額の通知)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実績結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書 (様式 9) により、補助事業者に通知する。

- 2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第 9 条において交付決定した補助金の額は変更しない。
- 3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第 7 条の規定を適用する。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金は、前条の規定による通知後、速やかに交付する。

(是正のための措置)

第 16 条 市長は、第 13 条の規定による実績報告の審査又は現地調査等により、補助事業の成果等がこの要綱の内容及び交付決定の際に付した条件等に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を、期限を付して返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行為があった場合
- (3) 廃業及び倒産等により補助事業の実施が客観的に不可能となった場合
- (4) 前 3 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 18 条 市長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令にかかる補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 19 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 20 条 第 17 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(帳簿等の整備)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。

(財産の管理および処分)

第 22 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、その取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものについて、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業成果の公表・普及)

第 23 条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業等を行うときは、補助事業者はこれに協力するものとする。

(他の補助金との併給調整)

第 24 条 補助事業者がこの要綱における支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる国又は他の地方公共団体が実施する各種補助金（国又は他の地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する場合は、この要綱における補助対象経費と国又は地方公共団体（札幌市における他の補助金を含む。）が実施する各種補助金の補助対象経費が重複しない場合について、補助金の併給を受けることができる。

(その他)

第 25 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業振興部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（補助対象経費）

補助対象経費	
機器等導入費	<p>1 IoT システムまたはロボット等の導入に係る</p> <p>① 機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi・LPWA・RFID等のデータ送受信装置、モニター・タブレット等のディスプレイ機器、産業用ロボット、工作機械の自動化装置等）</p> <p>② 工具・器具（測定工具・検査工具等）</p> <p>③ 関連ソフトウェア等</p> <p>の購入、賃借、製作、設置及び改良等に要する経費 ただし、事務処理用のPC、スマートフォン、タブレット端末等は対象外とする。</p>
通信費	<p>1 IoT システムまたはロボット等の活用に伴うクラウド利用料、SIM利用料など</p>
外注費	<p>1 IoT システムまたはロボット等導入のための電気通信・設置工事等に係る外注費</p> <p>2 IoT システムまたはロボット等導入及び活用支援に係るコンサルタント費</p>
その他の経費	<p>1 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</p>
<p>なお、以下の経費は補助対象としない。</p> <p>1. 消費税及び地方消費税相当分</p> <p>2. 通信料等について、既存事業部門との区分不可能な共通的経費</p> <p>3. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費</p> <p>4. 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費</p> <p>5. 振込手数料</p> <p>6. その他市長が不相当と認める経費</p>	